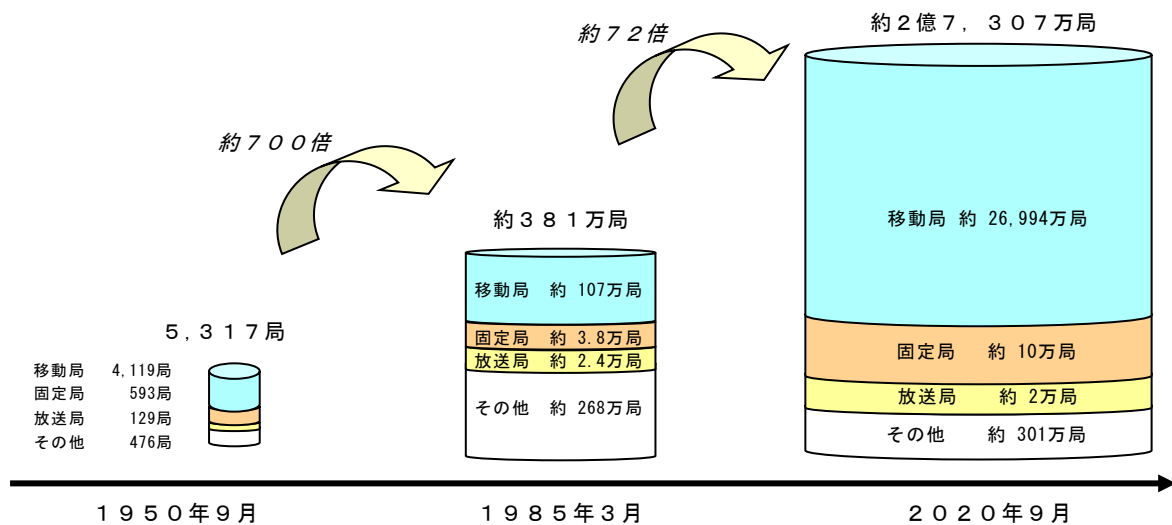


第 1 章

電波の利用状況調査・公表制度の概要

第1節 制度導入の背景

携帯電話や無線 LAN の普及・利用拡大に伴うサービスの多様化・高度化が進展しており、電波利用は量的にも質的にも大きく変化し、電波に対するニーズはますます多様化する方向にあり、電波は私たちの生活において不可欠なものとなっている。電波法が制定された1950年（昭和25年）当時、電波は公共分野を中心に利用され、無線局数は全国で5,000局程度であった。しかし、図1に示すとおり、1985年（昭和60年）の電気通信業務の民間開放を契機に、移動通信分野における利用が爆発的に普及・発展し、2020年（令和2年）9月での無線局数は、1985年3月の約72倍に相当する約2億7,307万局に達している。



《図1 無線局数の推移》

電波の利用は拡大し、携帯電話や無線 LAN といった通信分野だけではなく、産業効率化、地域活性化、医療、環境等の様々な分野への利活用が広がっており、第5世代移動通信システム（5G）をはじめとする移動通信、多様な分野でのIoTの利活用、測位やセンシング、ワイヤレス給電など社会経済の幅広い分野への展開が期待される。

このほかにも、新たな電波利用を実現するための研究開発が進められており、我が国における電波利用はこれからも成長・発展が進むものと考えられる。

これらの新たな電波利用システムを導入するに当たっては、そのシステムに割り当てる周波数を確保するため、周波数の移行・再編を行う必要がある。そのためには、実際に電波がどのように使われているかについて、現状を把握する必要があることから総務省では平成14年に電波法を改正し、電波の利用状況を調査し、その調査結果を評価する電波の利用状況調査制度を平成15年より導入した。この評価結果を踏まえ、周波数の移行・再編を円滑かつ着実に実行するための具体的取組を示した周波数再編アクションプランを策定し（平成16年に策定、毎年更新）、周波数割当計画の改定により周波数の移行期限を定め、周波数移行・再編を具体化してきたところである。

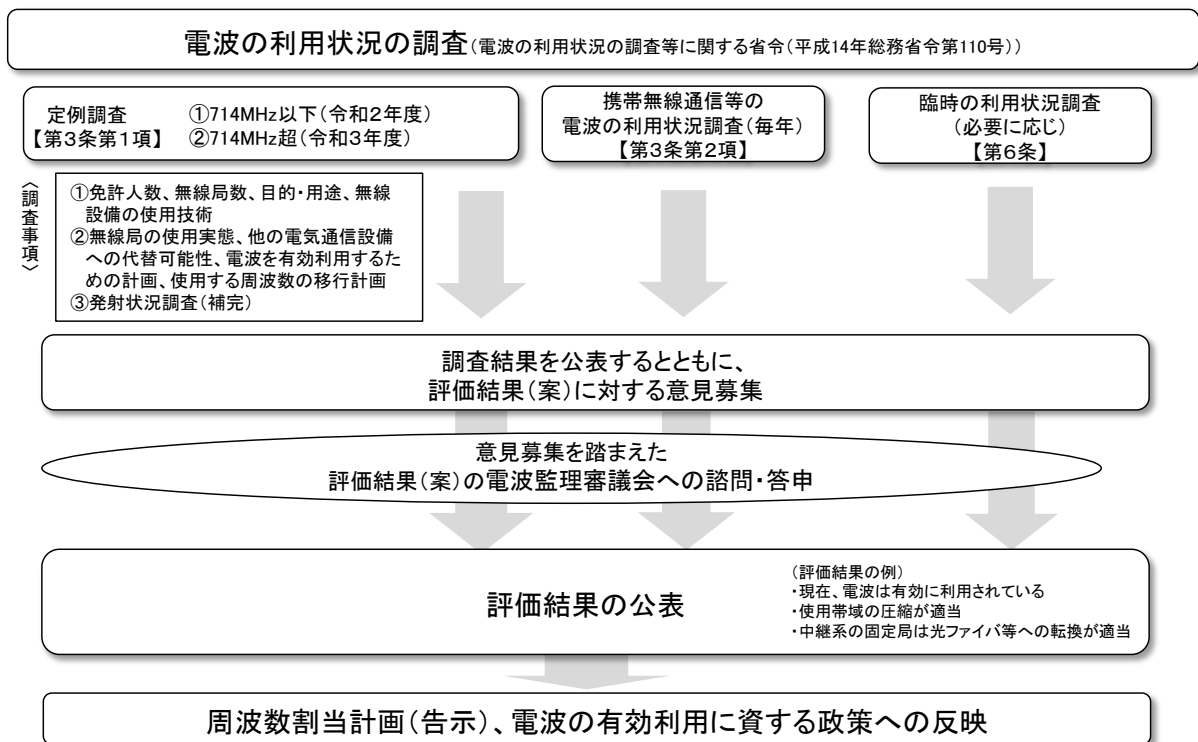
第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要

(1) 調査の目的

移動通信、無線アクセス等の今後増大する電波需要に的確に対応し、電波利用の一層の円滑化を図るため、電波の利用状況を調査し、電波の再配分計画の策定その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 調査の法的根拠

電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2の規定及び電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）（以下「調査省令」という。）に基づき実施するものである。



《図2 電波の利用状況調査・公表制度の概要》

(3) 調査の対象

調査省令第3条の規定により、2年を周期として周波数帯を以下のとおり2区分して、毎年区分ごとに実施する。(なお、令和2年4月1日の制度改正以前は、3区分(①714MHz以下、②714MHz超3.4GHz以下、③3.4GHz超)に分けて調査を実施していた。)

- ① 714MHz以下のもの
- ② 714MHzを超えるもの

具体的には、令和2年度に①714MHz以下のもの、令和3年度に②714MHzを超えるものを調査し、令和2年度、令和3年度の2年間において電波法で定める周波数帯をすべて調査したことになる。これを1ローテーションとし、現在は1ローテーション目である。令和4年度から改めて①714MHz以下のものから調査を始める。

なお、令和2年4月1日の制度改正以前は、3区分(①714MHz以下(※)、②714MHz超3.4GHz以下(※)、③3.4GHz超)に分けて調査を実施しており、具体的には、平成15年度に③3.4GHzを超えるもの、平成16年度は②770MHzを超え3.4GHz以下のもの、平成17年度は①770MHz以下のものを調査し、平成15~17年度の3年間において1ローテーションとし、令和元年までに6ローテーションを実施した。(※平成24年度までは、それぞれ770MHz以下のもの、770MHzを超え3.4GHz以下のものであった。)

ただし、平成30年度より、平成29年の電波法改正に基づき、無線通信サービスに関する最新技術の使用動向や無線局数の増加に伴う周波数需要の変化を的確に把握できるよう、携帯無線通信(携帯電話)及び広帯域移動無線アクセスシステム(全国BWA)(以下、「携帯無線通信等」という。)については、電波の利用状況調査を毎年実施する。

(4) 調査事項及び調査方法

電波の利用状況調査は、調査省令第4条に基づき、原則として、全国11か所にある総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域(北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄)及び周波数割当計画に記載されている割当可能な周波数の範囲ごとに行う。

調査事項及び調査方法については、調査省令第5条に規定されている。具体的な調査事項としては、無線局数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等となっている。また、調査方法については、免許人に調査票を送付し報告を求める、無線局監理データベース(総合無線局管理ファイル)のデータを基に調査を行う等となっている。

また、令和2年4月1日に無線局単位での調査など重点調査の実施等を可能とする制度改正が行われている。これに基づき、本年度より新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、過去の調査・評価結果等を踏まえ移行が進んでいない電波利用システムについて、重点調査を実施している。具体的な調査事項としては、無線局数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等に加え、無線局単位での、実運用時間、運用エリア等も含む。また、調査方法については、調査票調査及び、無線局監理データベース(総合無線局管理ファイル)調査に加え、電波の発射状況調査による実測結果も活用する。

(5) 調査の評価方法

評価方法については、平成 19 年総務省告示第 1 号に基づき、周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を利用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況、新たな電波利用システムに関する需要の動向、その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価する。

(6) 評価結果の公表

評価結果の公表に当たっては、調査省令第 7 条に基づき、総合通信局の管轄区域ごとに利用状況調査及び評価の結果の概要を作成し、総務省総合通信基盤局及び各総合通信局で閲覧に供するほか、インターネットで公表する。